

令和3年7月臨時
四万十町教育委員会
会議資料

日 時： 令和3年7月29日（木）午前9時00分

場 所： 四万十町役場本庁東庁舎 町民活動支援室

会議次第

1 開会

2 教育長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議題

- ① 承認第1号 専決処分の承認について（指定校区外就学の承認）
- ② 議案第1号 令和4年度以降に使用する中学校教科用図書の決定について

5 協議事項

- ① 令和2年度四万十町教育委員会の行政の執行状況の点検・評価について

6 報告事項

7 その他

- ① 小中学生を対象としたコロナワクチン接種について

| | |
|-----|------------------------|
| 教育長 | 山脇 光章 |
| 委員 | 横山 順一、坂本 維子、佐々倉 愛、岡 澄子 |
| 事務局 | 浜田 章克、味元 伸二郎、岡 英祐、東 孝典 |

承認第1号

専決処分の承認について

指定校区外就学について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和3年7月29日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

専 決 書

指定校区外就学申請の承認について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決する。

令和3年7月7日

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

指定校区外就学申請の取り扱いについて

令和3年●月●日付で、四万十町●●●●●●● 保護者 ●● ●● から●●●
学校への指定校区外就学申請書が提出されたので、下記のとおり承認する。

令和3年7月7日

四万十町教育長 山脇 光章

記

校区外就学基準 NO. (●●●●●)

参考

四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則

(平成18年教育委員会規則第4号) 拠粹

(委任)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第25条第1項の規定に基づき、四万十町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、次に定める事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任するものとする。

- (1) 教育行政の基本方針に関すること。
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (3) **教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。**
- (4) 教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (5) 教育委員会及び教育委員会の所管する学校その他の教育機関の職員の任免その他人事に関すること。
- (6) 法第26条の規定による点検及び評価に関すること。
- (7) 法第29条に規定する意見の申出に関すること。
- (8) 幼稚園、小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更に関すること。
- (9) 教科書の採択に関すること。
- (10) 教育委員会附属機関の委員の任免等に関すること。
- (11) 重要事項の告示、指令、通知、申請及び報告等に関すること。
- (12) 教職員の組織する職員団体及びその他の諸団体との重要な交渉に関すること。
- (13) 文化財の町指定に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項。

第3条 **教育長は、緊急の場合には、第1条各号に規定する事務を専決することができる。**

(委員会への報告)

第4条 **教育長は、次に掲げる事項について、次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。**

- (1) 第1条の規定により教育長に委任した事務で重要なものに関すること。
- (2) 前条の規定により教育長が専決した事務に関すること。

参考

四万十町立小学校及び中学校における校区外就学に関する取扱要綱【抜粋】

(校区外就学)

第2条 四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、児童生徒の保護者から教育委員会が指定する小学校又は中学校（以下「指定校」という。）の変更を希望する旨の申請がなされた場合で、別表に掲げる基準のいずれかに該当するときは、指定校の変更をすることができる。

(申請)

第3条 前条の規定により指定校の変更を希望する保護者は、指定校区外就学申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、教育委員会に申請しなければならない。

(承認)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請書を受理したときは、申請書及び添付書類の内容を審査し、適当であると認められたものについて、指定校の変更を承認するものとする。

別表（第2条関係）

校区外就学基準

| No. | 区分 | 事由 | 対象者 | 期間 | 備考（添付書類等） |
|-----|-----------------|---|--------|-----------------|---|
| 1 | 学期途中の転居 | 四万十町内への転居で、引き続き在籍していた学校に就学させたい場合 | 小・中全学年 | 当該学年の終了まで | ・校区外就学協議書（様式第3号） |
| 2 | 留守家庭 | 勤務等により、児童の帰宅時に保護者等が不在であり、児童を祖父母宅、知人、学童保育等へ預けるため、預かり先の住所地の指定校に就学させたい場合 | 小全学年 | 当該学年の終了まで（1年更新） | ・預かり承諾書（様式第4号） ・在職証明書（様式第5号） |
| 3 | 転居予定 | 新築等により、完成後又は購入後の転居が確実であり、転居予定先の指定校に就学させたい場合 | 小・中全学年 | 転居日まで（原則6か月以内） | ・校区外就学協議書（様式第3号） ・建築確認申請書、売買契約書、入居契約書等の転居を確認できる書類 |
| 4 | 住民票のみの異動（住宅融資等） | 住民票が居所に無い場合 | 小・中全学年 | 転居日まで（原則6か月以内） | ・校区外就学協議書（様式第3号） ・建築確認申請書等の住宅建築を確認できる書類 ・居住証明書（様式第6号）又は居住を確認できる書類 |
| 5 | 教育上等の配慮 | いじめ、不登校、健康上等の理由により校区外就学が適当であると教育委員会が認めた場合 | 小・中全学年 | 必要と認められる期間 | ・校区外就学協議書（様式第3号） ・通学を希望する学校長の意見書又は関係機関の意見書等 ・医師の診断書（必要と認められる場合） |
| 6 | 地理的な理由 | 学校との距離により教育委員会が特に校区外就学が適当であると認めた場合 | 小・中全学年 | 卒業時まで | |
| 7 | その他の事情 | No.1から6までに掲げる事由のほか、教育委員会が特に校区外就学が適当であると認めた場合 | 小・中全学年 | 必要と認められる期間 | ・校区外就学協議書（様式第3号） ・事由要件による。 |

議案第 1 号

令和 4 年度以降に使用する中学校教科用図書の決定について

令和 4 年度以降に中学校において使用する教科用図書について、高岡地区教科用図書調査委員会より、別紙のとおり調査結果報告があったので、中学校において使用する教科用図書の決定について、委員会の意見を求める。

令和 3 年 7 月 29 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

